

# 須賀川市財政計画(概要)

【財政計画策定の趣旨及び目的】  
 ○本市では、高齢化の進展やエネルギー価格をはじめとする物価高騰などに伴う歳出の増加に加え、不足する財源を補うため財政調整基金<sup>(88)</sup>を取崩してきた結果、基金が枯渇するなど、過去に類を見ない深刻な財政状況にあります。  
 また、新型コロナウイルス感染症や度重なる自然災害への対応など予期せぬ有事に対する財政出動を強いられたことにより、更に厳しさを増している状況にある中でも「須賀川市過疎地域持続的発展計画」<sup>(89)</sup>や「須賀川市公共施設等総合管理計画」<sup>(90)</sup>を着実に推進するため財政面での裏付けが求められています。  
 このような中、将来の財政需要を踏まえた5年間の財政状況を把握したうえで、目標値を設定し、歳入確保及び歳出抑制に継続的に取り組むことで、持続可能な財政基盤の確立を図り、先を見据えた着実なまちづくりを実現するため、財政計画を策定します。

○「須賀川市行政改革取組方針」<sup>(91)</sup>及び「集中改革プラン」<sup>(92)</sup>との整合を図り、行政改革の推進に寄与します。

○今後の財政見通しを踏まえた財政計画をわかりやすく公表し、市の財政状況に対する認識の共有化を図ります。

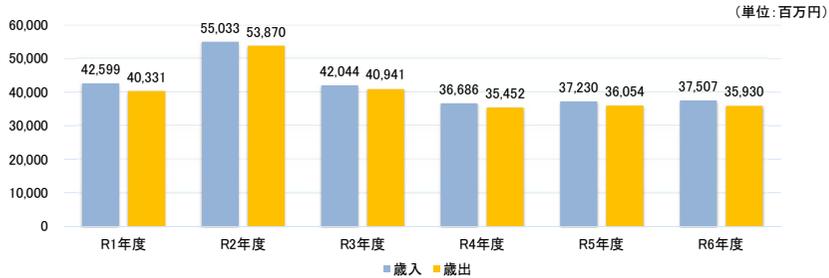
【計画期間】  
 R7年度に策定する「須賀川市財政計画」の期間は、R8年度からR12年度までの5年間とし、R8年度以降も5か年計画として毎年度見直しを行っていきます。

【対象とする会計】  
 財政指標の推計にあたっては、各年度の決算統計<sup>(93)</sup>と財政健全化指標の分析値を基礎数値としていることから、経年比較を行うため普通会計<sup>(94)</sup>を対象とします。

【財政計画の目標】  
 ○指標  
 経常収支比率<sup>(95)</sup>は、95%以下を目標値として、財政の弾力性を確保していきます。また、公債費の実質的な負担を極力軽減するため、地方交付税において元利償還金の一部が基準財政需要額に算入される交付税措置が手厚い地方債を厳選するとともに、市債発行額を元金償還額以下に抑え、実質公債費比率<sup>(96)</sup>を抑制していきます。  
 ○基金  
 財政調整基金については、適正とされている標準財政規模<sup>(97)</sup>の10%程度に相当する基金残高の確保に向けて中長期的な取組を進めます。なお、集中改革プランの期間中は、標準財政規模の5%程度の基金残高確保を目標とします。  
 ○地方債残高  
 駅西地区都市再生整備事業など投資的経費がピークを迎えるR7年度以降は、市債発行額を極力抑制し、市債残高の着実な減少を目指します。R8年度以降は、過疎地域持続的発展計画に基づく、過疎対策事業債の発行が見込まれます。  
 【歳入の確保策及び歳出の抑制策】  
 ○歳入  
 自主財源の確保を図るため、市税は、課税客体等の的確な把握に加え、市民ニーズに対応したコンビニ納付やオンライン納付など、多様な納付機会の拡充により、収納率の維持・向上に努めます。また、税外収入確保・拡大の取り組みとしてふるさと納税の戦略的拡大、ネーミングライツ<sup>(98)</sup>の導入及び使用料の見直しによる受益者負担の適正化を図ることにより、安定的な歳入基盤の構築を目指します。  
 ○歳出  
 経常収支比率が高水準で推移する中、全ての経常経費の抜本的な見直しを図るとともに、必要なものを毎年度検証し歳出の圧縮に努めます。  
 また、須賀川市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画<sup>(99)</sup>に基づき、老朽化した公共施設の予防保全や地域の実状を踏まえ合理化することにより、整備水準の適正化を図ります。今後予定される大型プロジェクトについては、近年の資材・人件費の高騰を踏まえ実施の可否について再検証するとともに、実施の場合は、時期や事業規模の再評価を行います。

## 1 市財政のこれまでの状況 [R1年度～R6年度]

### (1) 決算規模



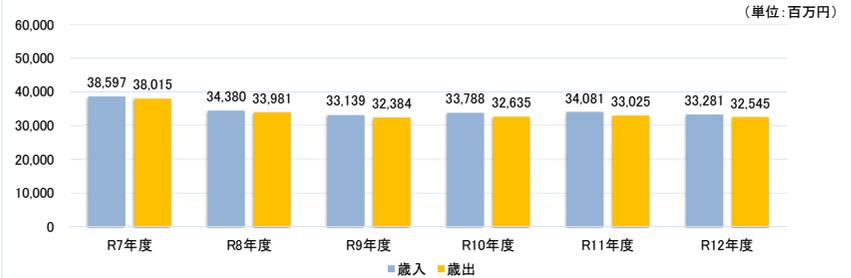
○市財政のこれまでの状況(決算規模) (単位: 百万円)

歳入	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市税	9,563	9,478	9,433	9,714	9,857	9,674
地方交付税	8,998	7,836	9,223	8,655	8,498	8,936
うち普通交付税	6,635	6,718	7,520	7,415	7,517	7,982
国・県支出金	11,227	23,862	12,544	10,194	9,787	9,432
市債	3,678	6,018	3,903	2,220	2,784	1,981
その他	9,133	7,839	6,941	5,903	6,304	7,484
歳入合計 ①	42,599	55,033	42,044	36,686	37,230	37,507
歳出	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	4,137	5,045	5,213	5,515	5,464	6,244
扶助費	6,816	6,995	8,617	7,414	8,122	8,719
公債費	3,087	3,098	3,135	3,286	3,351	3,620
投資的経費	7,919	8,583	4,991	3,912	4,583	3,628
補助費等その他	18,372	30,149	18,985	15,325	14,534	13,719
歳出合計 ②	40,331	53,870	40,941	35,452	36,054	35,930
収支(①-②)	2,268	1,163	1,103	1,234	1,176	1,577

【主な特徴】  
 ○歳入  
 市税は、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減免等によりR2、3年度とともに前年度から減少しましたが、個人住民税等の増加のためR4年度以降は持ち直しました。  
 地方交付税<sup>(89)</sup>のうち、普通交付税はH28年度からの合併算定替特例措置<sup>(89)</sup>の段階的な縮減等により減少傾向にありましたが、R1年度からは公債費の交付税措置が増加したことや臨時財政対策債<sup>(90)</sup>への振替額が増加したことなどにより増加傾向となりました。また、R3年度は国の補正予算に基づく普通交付税の再算定に伴い前年度から大幅に増加しました。  
 国・県支出金は、R1年度以降、台風19号豪雨災害による自然災害や新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金などにより増加しました。R2年度は市民1人当たり10万円の特別定額給付金、R4年度は中小企業者に原油価格・物価高騰等総合対策支援補助金、R5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。  
 市債は、震災復興関連事業の進捗により減少しましたが、R1年度以降、台風19号豪雨災害による災害復旧と災害廃棄物処理関係や文化センター耐震補強事業などにより増加しました。  
 ○歳出  
 R2年度は新型コロナウイルス感染症と台風19号豪雨災害への対応により大幅に増加しましたが、R4年度以降は、以前の水準まで減少しました。  
 R6年度は県人事委員会勧告に基づく給与の改定、会計年度任用職員への勤労手当の支給を開始したことに伴い人件費が大幅に増加しました。

## 2 これからの見通し [R7年度～R12年度]

### (1) 収支の見通し



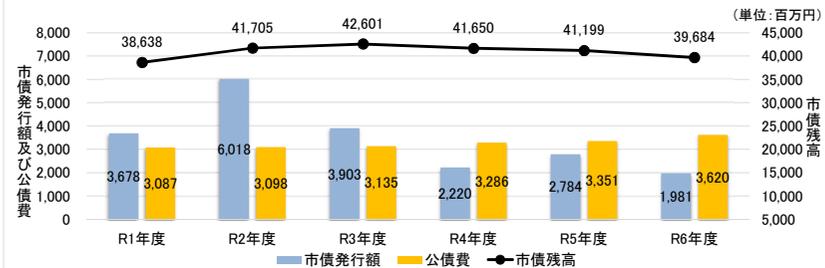
○これからの見通し(収支の見通し) (単位: 百万円)

歳入	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
市税	10,377	10,038	9,933	9,965	10,001	9,920
地方交付税	9,319	9,099	9,243	9,340	9,368	9,289
うち普通交付税	8,423	8,254	8,398	8,495	8,523	8,444
国・県支出金	10,085	9,005	8,180	8,144	7,851	7,972
市債	2,204	1,118	1,274	1,077	1,523	743
その他	6,612	5,120	4,509	5,262	5,338	5,357
歳入合計 ①	38,597	34,380	33,139	33,788	34,081	33,281
歳出	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
人件費	6,419	6,443	6,079	6,389	6,302	6,648
扶助費	9,016	8,625	7,878	7,965	8,055	8,148
公債費	3,740	3,898	3,949	3,992	3,974	3,875
投資的経費	4,219	2,237	2,345	1,873	2,332	1,308
補助費等その他	14,621	12,778	12,133	12,416	12,362	12,566
歳出合計 ②	38,015	33,981	32,384	32,635	33,025	32,545
収支(①-②)	582	399	755	1,153	1,056	736

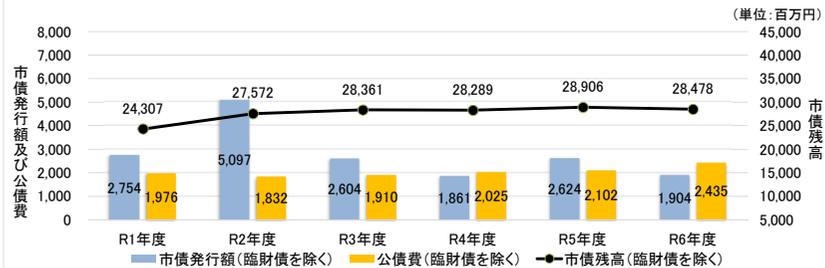
【主な特徴】  
 ○歳入  
 市税は国の税制改正に大きく左右され、市民税については景気の動向にもよりますが、給与所得者の賃金所得上昇により増加傾向となる見込みです。また、固定資産税は土地と家屋の3年毎の評価替えや新増築家屋の状況による増減はあるものの、横ばいで推移すると見込まれます。  
 地方交付税のうち、普通交付税はおおむね横ばいで推移すると見込まれます。  
 市債は、R7年度が発行額のピークとなり、その後は減少する見込みです。  
 ○歳出  
 人件費は、賃金の上昇による増加や定年退職年齢の段階的な延伸に伴い、一般職員の退職手当の支出が隔年になることから、年度間の変動が大きく、かつ増加する見込みです。  
 公債費は、過疎対策事業で借入れた市債の元金償還が順次開始されるため、今後も高い水準で推移することが見込まれます。  
 投資的経費は、駅西地区都市再生整備事業のため、R7年度は40億円を超えますが、その後は減少していく見込みです。

1 市財政のこれまでの状況 [R1年度～R6年度] (続き)

(2-1) 市債残高及び市債発行額、公債費の状況(全体額)

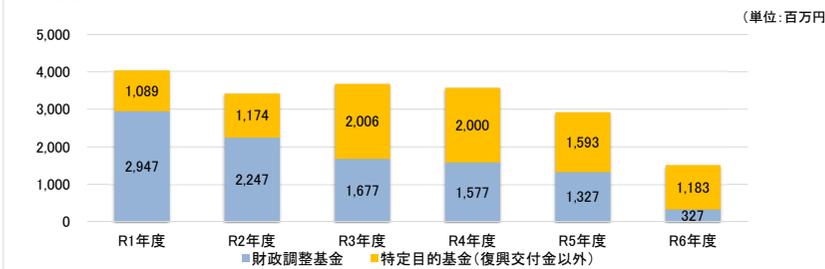


(2-2) 市債残高及び市債発行額、公債費の状況(臨時財政対策債を除いた額)



○R1年度以降、市債残高は増加傾向にあり、R6年度末の市債残高は396億円となりました。これは、臨時財政対策債の発行額は減少傾向になったものの、震災以降の復興関連事業や文化センター耐震補強事業など大規模事業を実施したこと、さらにはR2年度の台風19号豪雨災害の災害復旧事業など、元金償還額を上回る多額の市債を発行したためです。こうした中、合併特例債<sup>(※16)</sup>や緊急防災・減災事業債<sup>(※17)</sup>など元利償還金に対する交付税措置が手厚い地方債を厳選して発行したことにより実質的な公債費負担の軽減に努めてきました。

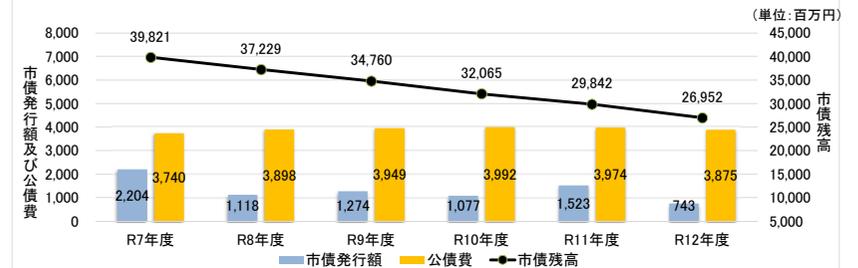
(3) 基金の状況(期末残高)



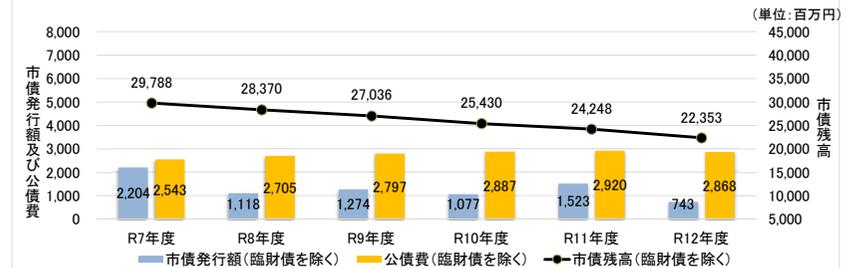
○財政調整基金は、年度間の財源調整と財政上の不測の事態に備えるための基金であり、目標とする標準財政規模(約190億円)の10%程度を超える残高を維持するよう努めてきましたが、災害対応などでR1年度以降は毎年多額の取崩しを行ったことから、R6年度末残高は3億2千万円となりました。  
 ○特定目的基金は、R7年度にピークを迎える駅西地区都市再生整備事業に備えて公共施設等整備基金に積立てを実施したことにより、R3年度に大幅に増加しました。R4年度は積立額と同額の額を取崩したため、残高は横ばいで推移しましたが、R5年度及びR6年度にも公共施設等整備基金を取り崩したため、残高は11億8千万円となりました。  
 ○東日本大震災復興交付金基金(R2年度末廃止)や減債基金については、その目的や性質により使途が限定されるため、「基金の状況」からは除外しています。

2 これからの見通し [R7年度～R12年度] (続き)

(2-1) 市債残高及び市債発行額、公債費の見通し(全体額)

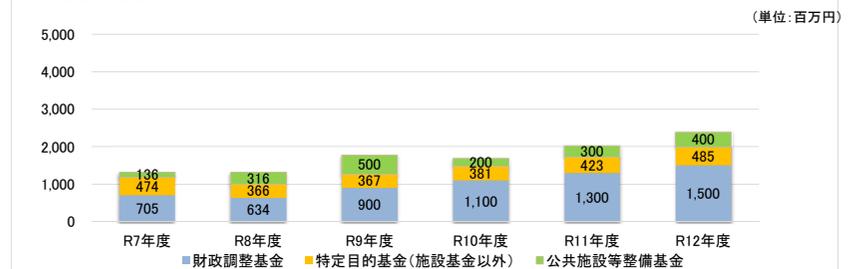


(2-2) 市債残高及び市債発行額、公債費の見通し(臨時財政対策債を除いた額)



○市債発行額は、R7年度に過剰対策事業や駅西地区都市再生整備事業等により22億円の発行が見込まれますが、R8年度以降は10億円から15億円程度で推移しながら減少する見込みです。  
 ○公債費は、R4、5年度に発行した市債の元金据置期間が終了し元金償還が順次開始され、累積した市債残高の償還が本格化するためR10年度まで年々上昇し、その後は横ばいで推移する見込みです。

(3) 基金の見通し(期末残高)



○財政調整基金は、須賀川市行財政改革取組方針に基づく集中改革プランの取組み等により、R7年度末の基金残高は7億円になる見込みです。R8年度以降は決算剰余金を可能な限り積立てることにより、標準財政規模(約190億円)の10%程度の基金残高を目指します。  
 ○公共施設等整備基金は、R7年度に駅西地区都市再生整備事業の財源に充てるために取崩しますが、R8年度以降は、R10年度に予定されている自治体情報システムの標準化に係る財源や今後見込まれる大型事業の執行、公共施設マネジメントの推進に備えて積立てていくよう努めます。  
 ○ふるさと納税寄附金を原資とした好きですががわガンバレ基金は、須賀川ならではの歴史・伝統・文化を育む生きがい創出などの事業に有効活用していきます。

1 市財政のこれまでの状況 [R1年度～R6年度](続き)

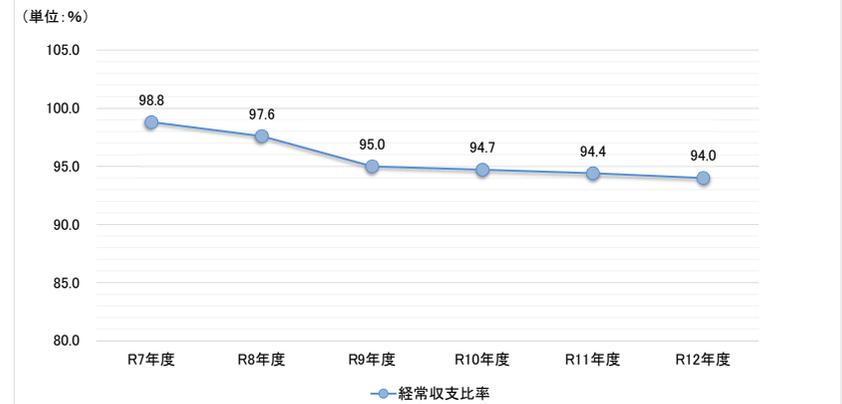
(4) 経常収支比率の状況



○指標算定の分子となる経常的支出が増加したため、R1年度以降は90%を超える比率となっています。市庁舎や市民交流センターをはじめとする施設の維持管理費用に加え、高齢化の進展による扶助費の増加などが要因です。指標算定の分母となる経常的収入は、R2年度までは横ばいで推移していましたが、R3年度に普通交付税が再算定により増加したことで経常収支比率は一時的に改善しました。R4年度以降はエネルギー価格の高騰などの影響により、施設維持管理費が増加傾向となったことから、経常収支比率は悪化し、R6年度は人件費が大幅に増加するなど、前年比で2.4ポイント悪化し、101.2%となりました。

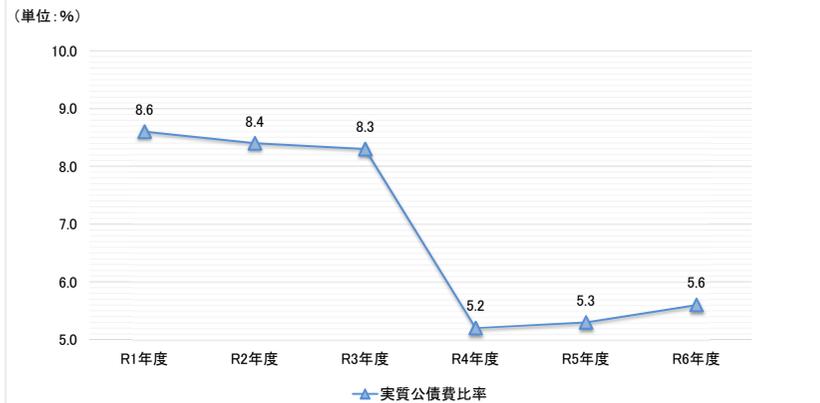
2 これからの見通し [R7年度～R12年度](続き)

(4) 経常収支比率の見通し



○老朽化した公共施設の維持管理費の増加に加え、高齢化の進展に伴う社会保障費の地方負担分、行政デジタル化に伴うランニングコスト、エネルギー価格の高騰などによる経常経費の増加が見込まれることから、経常収支比率は高い水準で推移することが見込まれます。このため、今後、経常一般財源の大幅な収入増が見込めない中で、指標を改善するためには、上昇が見込まれる人件費などの経常経費の圧縮など、行財政改革に取組、計画的な財務体質の改善に努めていく必要があります。

(5) 実質公債費比率の状況



○R1年度以降、実質公債費比率は改善傾向にあり、国が定める早期健全化基準である25%を大きく下回っています。これは、交付税措置が手厚い地方債を厳選して発行してきたことで、実質的な公債費負担が抑制されたことなどによるものです。R1年度からR3年度は比較的高い水準にありましたが、これは茶畑地区産業拠点整備事業用地を土地開発公社から買戻したことによる一時的なものです。実質公債費比率は単年度実質公債費比率の3か年平均値のため、R3年度まで比率上昇の影響を受けましたがR4年度以降は以前の水準まで減少しました。

(5) 実質公債費比率の見通し



○実質公債費比率は、R4年度に策定された過疎地域持続的発展計画の事業実施による市債の元金償還が順次開始されることにより、比率の上昇が見込まれます。そのため、市債発行額を各年度の元金償還金以下に抑えるとともに、市債の発行にあたっては交付税措置が手厚い地方債を厳選することを基本とし、実質的な公債費負担を極力抑制するなど、指標水準のコントロールに努めていきます。

【財政用語解説】

区 分	説 明
※1 財政調整基金	地方公共団体が計画的な財政運営を行うための基金であり、財源に余裕がある年には基金に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整する市の貯金です。
※2 須賀川市過疎地域持続的発展計画	令和2年国勢調査の結果により、平成の合併前の旧市町村単位の人口減少率、市の財政力指数が要件に合致したため、市内の長沼地域、岩瀬地域が過疎地域に指定されました。両地域の持続的発展の指針となる計画であり、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とした前期計画を令和4年度に策定し、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした後期計画を令和8年3月に策定しました。
※3 須賀川市公共施設等総合管理計画	公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図るための計画であり、本市では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、平成28年度に策定しました。
※4 須賀川市行財政改革取組方針	財政の構造的な課題解決を図るとともに、持続可能な行財政基盤の確立を目指すための取組方針であり、令和6年度から令和10年度までの5年間を取組期間とし、令和6年4月に策定しました。
※5 集中改革プラン	須賀川市行財政改革取組方針を具現化するためのプランであり、令和7年度から令和9年度までを集中改革期間として位置付け、令和6年7月に策定しました。
※6 決算統計	地方公共団体の毎年度の決算状況について、地方公共団体間の比較が可能となるように、統一ルールに基づいてまとめたもので、普通会計をその対象としています。
※7 普通会計	決算統計上、統一的に用いられる会計区分で、本市では、一般会計と市営墓地事業特別会計を合わせたものが普通会計となります。 ※県中都市計画事業須賀川駅前土地区画整理事業特別会計が平成29年度末で廃止し、県中都市計画事業山寺土地区画整理事業特別会計が平成30年度末で廃止したため、令和元年度以降は、一般会計及び市営墓地事業特別会計を合わせたものが普通会計となります。
※8 経常収支比率	人件費や公債費、扶助費などの経常的経費に充てられた一般財源(比率の算出における分子)が、市税や普通交付税などの経常一般財源(比率の算出における分母)に占める割合を見ることで、財政構造の弾力性を測定する比率で、90%を超えないことが望ましいとされています。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕がなく、財政が硬直化していることを示します。
※9 実質公債費比率	市の公債費に加え、公営企業や一部事務組合の公営企業債などへの公債費に対する繰入金などの負担も連結して、市の実質的な公債費負担の度合いを表す指標です。 3か年平均によって算出され、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準となっています。また、18%以上で起債許可団体となり、地方債の発行は県知事の許可が必要となり、さらに25%以上で起債制限団体となり、国からの補てん措置がない一般単独事業債の発行ができなくなります。

区 分	説 明
※10 標準財政規模	地方公共団体が合理的かつ妥当な水準のサービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額です。
※11 ネーミングライツ	地方公共団体と民間事業者との契約による公共施設等に使用する愛称の命名権を言い、ネーミングライツを取得した民間事業者(ネーミングライツパートナー)から対価を得て、施設等の維持管理や利用者サービスの向上に役立てることができます。
※12 個別施設計画	公共施設総合管理計画に基づき、個別施設ごとの「数値目標設定」や「具体的な再編方針・実施時期」等について明らかにし、維持更新等の推進を図る計画であり、本市では令和3年から令和8年までの6年間を計画期間とし、令和2年度中に策定しました。
※13 地方交付税	国税の所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、配分されるものです。 普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足に対し交付され、特別交付税は普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付されます。 震災復興特別交付税は、東日本大震災の復興・復興事業に対し交付されます。
※14 合併算定替特例	平成の大合併では、旧合併特例法の規定に基づき、合併後の10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が配分されますが、合併11年目からは5年間で段階的に縮減され、16年目には新市を一つの自治体として算定されるため、交付税が減額となりました。
※15 臨時財政対策債(臨財債)	地方交付税の財源(所得税や酒税などの国税)が不足した場合に、国に代わり地方公共団体が、この不足分を補う目的で発行する地方債です。この地方債の元利償還金相当額は、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
※16 合併特例債	平成の大合併による新市建設計画の事業費として特例的に発行できる地方債です。計画期間は平成17年度から令和4年度までの18年間です。(元利償還金の70%に交付税措置)
※17 緊急防災・減災事業債	東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、災害に強いまちづくりに資する事業を対象に発行できる地方債です。(元利償還金の70%に交付税措置) 【事業期間: 令和8年度～令和12年度】